

「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」  
に係る中央環境審議会答申について  
(お知らせ)

平成18年1月31日(火)  
環境省地球環境局環境保全対策課  
フロン等対策推進室  
室長 榎林 茂夫(内線6750)  
室長補佐 松下 高志(内線6751)  
担当 柳田 貴広(内線6751)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

本日開催された中央環境審議会地球環境部会において、「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について(答申)」が取りまとめられましたので、お知らせします。

環境省では本答申を踏まえ、経済産業省とともにフロン回収破壊法を改正する法律案を今通常国会に提出する予定です。

昨年8月19日に環境大臣から中央環境審議会に対して、「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」の諮問がなされました。これを受け、地球環境部会フロン類等対策小委員会では、産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会フロン回収・破壊ワーキンググループとの合同会議における審議を経て、その結果を「今後のフロン類の排出抑制対策の在り方について」として1月25日に報告を取りまとめました。

本報告に、昨年11月のフロン類等対策小委員会の単独審議にて取りまとめた「今後のフロン管理の在り方について」を加えて、本日開催された地球環境部会において、同小委員会から地球環境部会へ報告されました。

これを受け、本日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対して別添のとおり答申がなされました。

環境省としては、答申を踏まえ、経済産業省とともに特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)を改正する法律案を今通常国会に提出する予定です。

添付資料:

今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について(答申)の概要

今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について(答申)

# 「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」 (答申)の概要

## 1. 検討の背景

業務用冷凍空調機器（ビル空調、食品のショーケースや大型冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫など）からの冷媒フロン類の回収は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づいて行われているが、回収率は3割程度にとどまっている。

昨年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を2008年度からの5年間平均で60%とすることなどが設定された。

このような状況を受け、市中に存在しているフロン類の大気中への排出を抑制するための対策、特に、業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の機器整備時及び機器廃棄時の回収を徹底するための対策について審議を行った。

## 2. 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収について

### (1) 機器の廃棄時におけるフロン類の回収

廃棄者から回収業者へのフロン類の引渡しを徹底するために以下の措置を導入する必要がある。

- ・フロン類引渡しを書面で補足し、管理する制度を導入する。
- ・都道府県知事による指導等の権限を拡充する。 等

### (2) 機器の整備時におけるフロン類の回収

機器の整備時についてもフロン類回収義務を明確化する。

## 3. その他の対策

建材用断熱材、ダストブロワーのノンフロン化を一層促進  
フロン回収に係る地域の協議会の活性化等を通じた啓発事業の実施  
途上国におけるフロン対策への支援 等

## 4. 今後のフロン管理の在り方について

消火設備メーカー等を中心とした管理のもとで、大気への排出抑制を徹底する。